

「神戸セレクションホームページリニューアル業務」委託事業者募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

神戸セレクションホームページリニューアル業務

(2) 業務目的

神戸セレクションについて、令和2年度以降は認定事業を停止していたが、今年度中に再稼働予定である。再稼働に合わせて、ホームページを抜本的に再構築し、利用者にとって使いやすい構成、また事業イメージに沿った洗練されたページデザインとするため、新たなホームページを制作するものである。

(3) 業務内容

「仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 委託契約上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「財団」という。）は契約金額以外の費用を負担しない。

2. 事業者選定スケジュール

令和5年6月13日 公募開始

令和5年6月20日 質問受付締め切り

令和5年6月23日 質問回答期限

令和5年7月7日 企画提案書締め切り

令和5年7月上旬 業務委託事業者選定委員会の開催（予定）

令和5年7月上旬 選定結果の通知・公表（予定）

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

財団と受託者で委託契約を締結する。契約内容は財団と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（財団は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求められることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類に記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、財団の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。ただし、財団が必要と認める場合は、前金払（契約締結金額の3割を上限とする。）をすることができる。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当しないこと。また、共同企業体による受託も可とするが、その場合は代表者及び構成員が下記（１）から（９）に該当しないこと。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- （２） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- （４） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- （５） 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- （６） 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- （７） 財団における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けているもの
- （８） 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- （９） 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人若しくは禁固以上の刑に処されている者

5. 応募手続き等に関する事項

（１） 応募書類の提出

① 受付期間

令和 5 年 6 月 13 日から令和 5 年 7 月 7 日午後 5 時まで

② 提出書類

【必須】

- ・ 提案申請書（様式 1）
- ・ 誓約書（様式 2）
- ・ 企画提案書（様式自由。「6. 企画提案書・見積書の提出」参照。）
- ・ 見積書及びその内訳書（様式自由。「6. 企画提案書・見積書の提出」参照。）
- ・ 企業、団体等の概要がわかる資料
- ・ 法人登記簿謄本（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本）
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）

【必要な場合のみ】

- ・ 共同企業体結成届出書（様式 3）

※ 共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

③ 提出部数

企画提案書 6 部、それ以外の書類は各 1 部

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和5年6月13日から令和5年6月20日午後5時まで

② 提出方法

質問票(様式4)に質問を記入し、担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

電子メールのタイトルは必ず「神戸セレクションホームページリニューアル業務に関する質問」とすること。

③ 回答方法

質問者に回答の上、財団ホームページにおいて回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。

④ その他神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

6. 企画提案書・見積書の提出

(1) 企画提案書の提出【6部及び電子データ(PDF)】

企画提案書では、下記の項目を必ず記載すること。なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を行うことは可とする。

① 業務実施体制

・業務責任者、業務担当者等、業務実施体制について記載すること。

② 業務実績

・担当予定の業務責任者、業務担当者の経歴及び有する資格を記載すること。また、業務実施体制に記載された業務責任者、業務担当者が過去に従事した過去5年以内の「同種又は類似業務」の実績を記載すること。

③ 提案内容

・企画提案書は、簡潔にまとめるとともに、目次及びページ番号を付すること。
・本業務実施の具体的な提案と本業務の実施に対する方針・考え方等を提案すること。
・業務の実施手法について具体的に記載すること。

(2) 見積書及びその内訳書の提出【1部】

様式は自由であるが、用紙サイズはA4とすること。

7. 選定方法及び結果の通知

(1) 提案選定委員会の実施

本企画提案の審査については、委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。

①日時： 令和6年7月上旬（予定）

②場所： 神戸市産業振興センター

③内容：企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答
（プレゼンテーション 15 分程度、質疑応答 15 分程度、計 30 分を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、実施方法など詳細については、後日財団から連絡する。

（2）審査基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。審査基準は別紙「神戸セレクションホームページリニューアル業務 選定委員会 審査基準」のとおり。

（3）注意事項

①評価点の合計が 6 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。

企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

②委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。

③委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル募集要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ・ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）選定結果の通知・公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、財団ホームページで公表する。財団ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8. その他

（1）企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（2）提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。

（3）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（4）企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。

（5）応募書類の提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の応募は無効とする。

9. 担当部署・連絡先

公益財団法人神戸市産業振興財団ビジネス開発部 坊・藤田

【所在地】神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階

【電話番号】078-360-3209

【Eメール】business@kobe-ipc.or.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

※持参による場合は、事前に電話連絡すること

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

【別紙】

神戸セレクションホームページリニューアル業務 選定委員会 審査基準

	評価項目	評価事項	配点
1	趣旨・目的	・業務の目的、内容を理解した具体的な提案になっているか。	10
2	実施計画	・開発から稼働までのスケジュールが具体的な計画であるか。 ・順次公開の予定が適切な時期となっているか。	20
3	実施体制	・システム開発を任せるに足る過去の実績が豊富であるか。 ・組織体制は適切か。	10
4	デザイン	・トップページをはじめ、神戸セレクション事業の有するコンセプトが十分に伝わるデザインになっているか。	15
5	機能性	・選定商品のページについて、検索機能やタブ設定など 使いやす い構成となっているか。	15
6	セキュリティ要件	・セキュリティ対策について具体的な提案がなされているか。 ・プライバシーマークなど、情報セキュリティに係る資格を有しているか。	10
7	提案意欲	・提案内容をわかりやすく伝えているか。 ・真摯に取り組む姿勢が見られるか。 ・提案内容全般から積極性が感じられるか。	10
8	価格点	価格点=10 点満点× (最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第 1 位四捨五入	10
	合計		100